

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金業務細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金の業務運営に関しては、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金業務方法書（以下「業務方法書」という）第34条の規定により、次のとおり定める。

第2章 農林漁業体験交流PR事業

(助成額)

第2条 業務方法書第5条に基づく助成の額は次のとおりとする。

農林漁業体験交流PR事業の助成額

区 分	助 成 額
グループ活動	1 グループ当たり年間 50,000 円以内 〔 助成単価は、当該年度の予算の範囲内（予算上限を設定）で調整 を行う。 〕

(助成金の交付申請書)

第3条 業務方法書第6条に基づく助成金の申請をしようとする者は、体験交流PR事業助成金交付申請書に推薦書を添えて、毎年7月31日までに理事長に提出しなければならない。その様式は次のとおりとする。

- 1 体験交流PR事業助成金交付申請書 別記様式第1号
- 2 関係指導機関、団体長の推薦書 別記様式第2号

(実績報告書)

第4条 業務方法書第8条に基づく、体験交流PR事業実績報告書の様式は別記様式第3号のとおりとする。

第3章 後継者等組織活動推進事業

(助成額)

第5条 業務方法書第13条に基づく助成の額は次のとおりとする。

後継者組織活動推進事業の助成額

区 分	助 成 額
グループ活動	1 グループ当たり年間 100,000 円以内

(助成金の交付申請書)

第6条 業務方法書第14条に基づく助成金の申請をしようとする者は、後継者組織活動推進事業助成金交付申請書を事業実施10日前までに理事長に提出するものとし、その様式は別記様式第4号のとおりとする。

(実績報告書)

第7条 業務方法書第16条に基づく、組織活動推進事業実績報告書の様式は別記様式第5号のとおりとする。

第4章 経営改善奨励事業

(助成額)

第8条 業務方法書第22条に基づく助成の額は次のとおりとする。

奨励事業の助成額

区 分	助 成 額
研究助成	1 グループの場合 年間1グループ当たり 30,000 円以内
	2 個人の場合 年間1人当たり 20,000 円以内
研究情報収集助成	3 個人の場合 年間1人当たり 20,000 円以内
	4 個人の場合 (情報提供を含む場合) 年間1人当たり 25,000 円以内
経営環境助成	5 グループの場合 年間1グループ当たり 80,000 円以内
〔 助成単価は、当該年度の予算の範囲内（予算上限を設定）で調整を行う。〕	

(助成金の交付申請書等)

第9条 業務方法書第23条に基づく助成金の申請をしようとする者は、奨励事業助成金交付申請書に推せん書を添えて、毎年6月10日までに理事長に提出しなければならない。その様式は次のとおりとする。

- 1 奨励事業助成金交付申請書 別記様式第6号(研究助成・個人の場合)、別記様式第7号(研究助成・グループの場合)、別記様式第8号(研究情報収集助成)、別記様式第9号(経営環境助成)
- 2 関係指導機関、団体長の推薦書 別記様式第10号

(実績報告書)

第10条 業務方法書第25条に基づく奨励事業実績報告書の様式は別記様式第11号(研究助成・個人の場合)、別記様式第12号(研究助成・グループの場合)、別記様式第13号(研究情報収集助成)、別記様式第14号(経営環境助成)とする。

第6章 雑 則

(助成金の支出方法)

第11条 助成金の支出の方法は、原則として預金振込みとする。

(助成金の請求書)

第12条 助成金の確定通知を受けた者は、業務方法書の規定により、助成金交付請求書を理事長に提出しなければならない。その様式は別記様式第15号のとおりとする。

(書類の提出部数)

第13条 それぞれ事業の助成金の交付申請および実績報告にかかる書類の提出部数は別表1のとおりとする。

(書類の経由)

第14条 それぞれの事業にかかる助成金交付申請書および実績報告書については、住所地または就農地もしくは就業地の市町および次の関係機関を経由して提出しなければならない。

農業の場合	住所地または就農地を所管する各農業農村振興事務所
林業の場合	住所地または就業地を所管する各森林整備事務所
漁業の場合	県農政水産部水産課

(委任)

第15条 この業務細則に定めのないもので、必要な事項については理事長が判定する。

附 則

1. この業務細則は昭和57年4月1日から実施する。
2. この業務細則は、平成元年3月23日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
3. この業務細則は、平成2年3月26日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
4. この業務細則は、平成5年11月29日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
5. この業務細則は、平成7年3月22日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
6. この業務細則は、平成8年3月25日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
7. この業務細則は、平成9年4月1日から適用する。
8. この業務細則は、平成10年3月24日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
9. この業務細則は、平成11年3月24日から施行し、平成11年4月1日以降の借受者から適用する。
10. この業務細則は、平成12年3月24日から施行し、平成12年4月1日以降の借受者から適用する。
11. この業務細則は、平成14年4月1日から施行し、平成14年4月1日以降の借受者から適用する。
12. この業務細則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年4月1日以降の借受者から適用する。
13. この業務細則は、平成17年6月10日から施行し、平成17年6月13日以降の借受者から適用する。
14. この業務細則は、主務官庁の承認のあった日から施行し、平成19年4月1日以降の借受者から適用する。
15. この業務細則は、平成23年4月1日から施行し、適用する。
16. この業務細則は、平成24年4月1日から施行し、適用する。
17. この業務細則は、平成28年4月1日から施行し、適用する。
18. この業務細則は、平成29年4月3日から施行し、適用する。
19. この業務細則は、令和2年4月1日から施行し、適用する。